

社会福祉法人 喜久寿
役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜久寿（以下、法人という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、役員等という。）の報酬等について定めたものである。

第2章 常勤役員等の報酬

(常勤理事報酬の決定基準)

第2条 常勤理事の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、世間水準、職員給与とのバランス及び法人の経営状況を考慮して、理事会が決定し、評議員会の承認を得る。

(常勤理事報酬額)

第3条 常勤理事の報酬は、基本報酬額と通勤手当とする。

2 基本報酬額は、職員の給与・退職金規程〔I類〕の別表第1を準用し、理事長の基本報酬額は、7等級314号以上とし、常務理事の基本報酬額は、6等級88号とする。

3 通勤手当は、職員の給与・退職金規程〔I類〕の通勤手当を準用する。

(常勤理事報酬の支給日等)

第4条 常勤理事報酬は、暦月計算とし、職員給与の支払日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中で死亡した常勤理事に対する当月分の報酬は、前条に規定する全額を支給する。

(常勤理事報酬の増額)

第5条 職員がベースアップされることに伴って、常勤理事報酬との間に著しい不均衡が生じた場合及び法人の経営状況を勘案して、職員のベースアップ時期に合わせて、評議員会の承認を得て、常勤理事報酬の増額改訂を行うことができる。

(常勤理事報酬の減額)

第6条 法人の経営状況が著しく悪化したときは、評議員会の承認を得て、理事報酬の減額改正を行うことができる。

(休職者の報酬)

第7条 常勤理事の休職中は、報酬を支給しない。但し、休職の事情を勘案して、報酬の全額又はその一部を支給することができる。

第3章 常勤理事の退職慰労金等

(退職慰労金の決定基準)

第8条 常勤理事の退職慰労金は、理事が退職する場合に、その功労に報いるために、評議員会の承認を得て支給する。

(退職慰労金の算定方法)

第9条 常務理事の退職慰労金は、当該理事が在任した期間（職員併任期間も含む）に応じて、次の計算によって得た額とする。

退職慰労金の額＝退任時の報酬月額×在任期間（年数）×貢献率（1.0～5.0）

在任期間に端数があるときは、月割りで計算する。但し1ヶ月未満の端数は、1ヶ月に切り上げる。

2 常勤理事の退職慰労金の額は、理事会及び評議員会の承認を得る。

第4章 非常勤役員等の報酬

(非常勤役員等の報酬)

第10条 非常勤役員（理事及び監事）及び評議員等に対する報酬は、当該会議に出席の都度 別紙1 のとおり支給する。但し、報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

2 非常勤理事長については、理事報酬及び退職慰労金を勤務実態に即して支給し、理事報酬額及び退職慰労金の額については、評議員会の承認を得るものとする。なお、理事報酬の支給日については、職員給与の支払い日に控除すべき金額を控除して支給する。

3 理事報酬の増額及び減額については、役員等報酬規程の第5条及び第6条を準用する。

4 退職慰労金の額は、退任時の報酬月額×在任期間×貢献率（1.0～5.0）とする。但し、在任期間については、勤務実態に即した期間を算定する。

(評議員、理事、監事の各年度の総額の範囲)

第11条 評議員、理事、監事の各年度の総額の範囲を次のとおり定める。

評議員全員の報酬等の各年度の総額の範囲 420,000円まで

理事全員の報酬等の各年度の総額の範囲 13,100,000 円まで

監事全員の報酬等の各年度の総額の範囲 150,000 円まで

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
交通費（自宅から会場まで片道 15 km以上ある場合）	3,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	10,000 円
交通費（自宅から会場まで片道 15 km以上ある場合）	3,000 円
法人又は施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

	日 額
理事会への出席	10,000 円
交通費（自宅から会場まで片道 15 km以上ある場合）	3,000 円
法人又は施設業務のための出勤	10,000 円

(4) 評議員選任・解任委員の外部委員及び監事

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
交通費（自宅から会場まで片道 15 km以上ある場合）	3,000 円

附則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 18 年 3 月 22 日 一部改正

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 19 年 12 月 6 日 一部改正

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附則

平成 20 年 3 月 19 日 一部改正

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 21 年 3 月 18 日 一部改正

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 29 年 3 月 22 日 一部改正

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 29 年 6 月 21 日 一部改正

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則

平成 30 年 3 月 29 日 一部改正

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

令和 2 年 3 月 25 日 一部改正

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

令和 4 年 5 月 18 日 一部改正

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。